

第6回教育委員会臨時会議事要録

詳細—教育部庶務課 電話03-3981-1141

附属機関又は 会議体の名称		教育委員会第6回臨時会
事務局（担当課）		教育部庶務課
開催日時		令和元年6月24日 午前9時半
開催場所		教育委員会室
出席者	委員	三田 一則（教育長）、北川 英恵（教育長職務代理者）、白倉 章、 藤原 孝子、樋口 郁代
	その他	教育部長、庶務課長、学務課長、放課後対策課長、学校施設課長、指導 課長、統括指導主事2名、指導主事
	事務局	庶務課庶務グループ係長、庶務課庶務グループ係主事
公開の可否		一部公開 傍聴人 0人
非公開・一部公開 の場合は、その理 由		報告事項第5号は人事案件につき、非公開とする。
会議次第		第28号議案 豊島区いじめ防止対策推進条例を一部改正する条例 の立案請求について（指導課） 第29号議案 豊島区いじめ防止対策推進基本方針の改正について （指導課） 協議事項第1号 豊島区教育ビジョン2019（素案）及びパブリック コメント実施について（庶務課） 報告事項第1号 池袋東貝塚試掘調査見学会の実施について（庶務 課） 報告事項第2号 令和2年度新入学に関するスケジュールについて （学務課） 報告事項第3号 豊島区立幼稚園条例（昭和44年12月10日条例第 37号）の一部を改正する条例の立案請求の一部修 正について（学務課） 報告事項第4号 令和元年度就学相談委員会及び特別支援教室利用 判定委員会について（教育センター） 報告事項第5号 校長の職務代理について（指導課）

事務局)

本日、委員の皆様、全員お揃いでございます。傍聴希望者はございません。宜しくお願いいたします。

三田教育長)

それでは、只今から第6回教育委員会臨時会を開催いたします。

本日の署名委員を申し上げます。白倉委員、樋口委員。宜しくお願い申し上げます。

(1) 第28号議案 豊島区いじめ防止対策推進条例を一部改正する条例の立案請求について

(2) 第29号議案 豊島区いじめ防止対策推進基本方針の改正について

三田教育長)

早速、案件に入りたいと思います。第28号議案、豊島区いじめ防止対策推進条例を一部改正する条例の立案請求について、指導課よりお願いいたします。

<指導課長 資料説明>

三田教育長)

前回議論した内容について、加除修正を行った箇所と、その考え方を指導課長よりご説明いただきました。まず、説明全体についてご意見がありましたらご発言をいただき、認識を揃えた上で、詳細な改正内容の確認をしてみたいと思いますが、宜しいでしょうか。

では、今11か所の指摘事項について説明がございましたが、今の説明で足りない部分、あるいは説明が誤っているのでは、という疑義やご意見がありましたら、お願いいたします。

樋口委員、どうぞ。

樋口委員)

色々と意見を反映していただき、ありがとうございました。

確認です。まず、「子供」の表記についてですが、区の条例なので、平仮名で「ども」にしたということで宜しいでしょうか。そこの線引きについては、全体で共有した方がよいと思いますが、条例のみがこのように表記するという考え方でよいのかということが、1点目です。

2点目ですが、区立学校と学校については、条例は国公立学校を含んでいるため、表記を分けていますが、基本方針については区立小中学校のみであるため、学校と表記したという解釈で宜しいのか。この2点について、お伺いしたいと思います。

三田教育長)

指導課長、どうぞ。

指導課長)

樋口委員のおっしゃった通りでございます。

三田教育長)

繰り返しになりますが、確認いたします。「子ども」と表記しているのは、区条例であるためというご理解だということ。もう1点は、基本方針において、学校と表記しているのは、区立学校のための方針であるということから、この表記で問題ないという判断ですが、樋口委員、宜しいですか。

樋口委員)

分かりました。

三田教育長)

他にいかがでしょうか。

それでは、条例一部改正の立案請求及び方針の改正に当たり、一つずつ確認してまいりたいと思います。

まず、条例の方でございますが。3ページの第3条第3項、「区立学校その他」を削除するという事です。また、4ページの第7条第1項、先程お話のありました、「子供」の表記でございます。2点について、宜しいですか。

ありがとうございます。

次に、方針についてです。4ページ5番、未然防止のところでございます。こちらの「学校」という文言は、このまま修正なしで行くという確認でございます。同じく4ページ(5)に、質問用紙の他に色々方法があるということで、「など」と語句を追加したということでございます。宜しいですか。

ありがとうございます。

次に、方針の5ページ(7)に参ります。前回のご指摘に基づき、「道徳の時間や特別活動」という文言周りを整理し、修正をしたことと、東京都教育委員会が作成した「いじめ防止のための学習プログラム」などを活用するという記載を加えております。宜しいですか。

ありがとうございます。

次に、同じく方針の5ページ(9)でございます。「学校運営協議会」という記載を「学校運営連絡協議会等」と修正しております。今後のコミュニティスクールの展開において、それぞれの組織が併存することがありますので、それに対応出来るよう文言を修正したということでございますが、宜しいですか。

ありがとうございます。

次に、7ページ(5)でございます。加害者児童生徒の保護者にも、当該児童生徒にいじめの行為をさせないための支援をするという文言を新しく挿入させていただきました。宜しいですか。

次に、7ページ(7)でございます。主語を入れないと文章が不明確だというご指摘で、「学校は」という形に修正させていただきました。宜しいですか。

次に、8ページ(3)でございます。こちら主語が見当たらないということで、「教職員は」という形に修正させていただきました。宜しいですか。

次に、9ページ（5）でございます。ここについては、現行のままということですが、宜しいですか。

はい、どうぞ。

藤原委員)

済みません、「8 重大事態の対処②（8）」に記載してある内容のため、（5）は現行のままとするということですが、（8）のどの記載がこのことに該当しますか。

三田教育長)

（5）の「被害児童・生徒が安心して学校で学習出来る環境を確保する」という記載をそのままにする理由として、（8）のどこの記載が該当するかという質問ですが、指導課長、どうぞ。

指導課長)

（8）3行目、「必要に応じて、加害の児童生徒のケアを行う。また、重大事態に至るケースにおいては、加害児童・生徒の保護者が子育てに悩みを抱えている場合もあることから、スクールカウンセラーを活用して、保護者のケアを行う。」という箇所にお示しさせていただきます。

被害児童の心のケアについては、スクールカウンセラーの活用ということが、これまでずっと言われてきているところでございます。加害児童がそういう行為に至ってしまった点について、背景もあるわけですが、活用することで対応したいと思っております。

三田教育長)

藤原委員、どうぞ。

藤原委員)

少し意味合いが異なるかと思えます。（5）の別室での学習の実施にて、被害の児童生徒が安心して、学校で学習出来る環境を確保するために、別室登校して学習させる措置を講じるということについてですが、私が意見を書いた趣旨は、そういった部分で、加害児童・生徒だけでなく被害児童・生徒も含めて、きめ細かな配慮をするということがとても大事だということです。と言いますのも、別室に登校とした際、そこで放っておいてしまうことが多いのです。指導や評価が無く、プリントを与えてお終いとか、あるいはプリントを提出してなくてもそのまま、丁寧な見取りをしていないということが、各学校で多いように私は見受けているのです。

ですので、別室登校するだけでなく、例えば、プリントを与えて提出があれば、コメントを書いて返すとか、細かいことですが、そういったきめ細かな配慮をするということが必要ではないかという趣旨を含めて書かせていただきました。このことは、加害児童・生徒についてのみ書いたわけではないのです。

ですので、その点が（8）のどこに該当するのかという点を疑問に思った次第です。

以上です。

三田教育長)

今の件、指導課長、ご理解いただけましたか。

指導課長)

はい。

三田教育長)

藤原委員がおっしゃったように、まず被害を受けた子供の教育権を守っていくことが大事であり、教育権が侵されるような厳しい状態に置かれているお子さんの救済をきちんとしていかなければなりません。そこで放置されてしまえば、教育権への被害が二次的、三次的に拡大しますので、別室を与えたから、それでいいというものではありません。この条例改正において、教育権がどのように保障されていくのかということも問われていると思います。

ですので、学校での配慮ある手だてについてどのように行われるのかということを中心とするものが、どこで語られているのか。もし語られている場所がなければ、その点についてきちんと記載する必要があるというお考えで宜しいですか、藤原委員。

藤原委員)

はい。

三田教育長)

文言をどうするかということとは別に、そういった方針が明記されるべきだということについてお考えはありますか。

指導課長、どうぞ。

指導課長)

今、委員のお話を私どもの方で理解いたしましたので、「別室で」というところの記載について、もう少しわかるような形で、加筆した形で方針を作りたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

藤原委員)

では、お願いいたします。

三田教育長)

どうぞ宜しくお願いします。

では、続けさせていただいて宜しいですか。

(6)は被害児童の件です。(8)との関係があるということで、このままで表記するということですが、内容について補足します。「年度当初の保護者会等を通じて」のところですが、当初を入れるものの、その後も適宜必要だということで修正したということです。これについて、宜しいですか。

ありがとうございました。

ここまです。先程の別室の、という点につきましては、修正について追って提示していただき、最終的に合意形成をするということで宜しいでしょうか。

では、それ以外のことについては、立案請求に当たり決定するというで宜しいです

か。

ありがとうございました。

では、28、29号議案は附帯意見を付けた上で、教育委員会で立案請求を行うことについて決定いたします。どうぞ宜しくお願いいたします。

(委員全員異議なし 第28号議案了承)

(委員全員異議なし 第29号議案了承)

(3) 協議事項第1号 豊島区教育ビジョン2019(素案)及びパブリックコメント実施について

三田教育長)

続きまして、協議事項に参ります。協議事項第1号、豊島区教育ビジョン2019(素案)及びパブリックコメント実施について、庶務課よりお願いいたします。

庶務課長、どうぞ。

<庶務課長 資料説明>

三田教育長)

説明が終わりました。まず、説明についてご質問、ご意見がございましたら、お願いします。検討の進め方については、その後、議論したいと思います。

藤原委員、どうぞ。

藤原委員)

短い期間にこれだけ大幅に内容を変えていただきましたことを、まず感謝申し上げたいと思います。細かなところで、文言や示し方についての意見が多々ありますが、短い時間では審議出来にくいと思いますので、別途、出させていただきます、パブリックコメントのとり方について、意見申し上げたいと思います。

以前にもいじめ防止対策のことでお話ししましたが、是非、7月の、各学校の学校だよりに枠を取って、パブリックコメントを実施するので、保護者・地域の方々にはご意見を寄せていただきたいということを掲載していただきたいと思います。そのためには、もう6月ですが、7月の校長会を経て、7月の学校だよりに出さないと8月のパブリックコメントは間に合わないわけですね。そういったところで、是非、校長先生方のご協力を得て、出来るだけ、たくさんのご意見を頂戴出来るように図らってほしいと思います。宜しくお願いします。

三田教育長)

ありがとうございます。

大変、大事な問題です。この教育ビジョンは未完成ですが、一定の姿形が素案として見えてきた時に、それを受け止める側も関心を持っていただき、大勢の人が参加して作っていくということ。素案の段階から参加していただき、教育に関連するいろんな方々に、主体者としてお力添えをいただきながら、豊島区の教育を一層充実させていくということは、事務局として、忘れてはいけない基本的なスタンスなんですね。ですので、先程ご意見あ

ったように、しっかりと各所に連絡をして、本当に答え切れない位のご意見を凝縮することに、ビジョンの精神が生きるか死ぬかがかかっており、そうした集約が今回のビジョンですと言える状態にすることは、私どもの責任において、しっかりとやっていかなければならないと、そういうことでのご提案だと思いますが、いかがでしょうか。

庶務課長、どうぞ。

庶務課長)

まさに、ご指摘の通りだと考えております。やはり、ビジョンは区民の方が見て分かりやすいということが大事だと考えておりますし、学校だよりも載せて、広く子供たち、親御さんたちも含めて多くの方にご意見をいただきたいと思っております。そのように調整をしてまいりたいと考えております。

三田教育長)

併せて、教職員の側、主体になる側の組織の意見も反映されていくということが大事だと思いますので、審議の中で、また素案の中でどういったことが語られているのかということをお知らせし、そのことについて、これからどのように進めていけばいいのか、あるいは記載に誤りがあるのではないのかという意見も集約できるよう、学校で努力してもらえようをお願いをしたいと思います。

藤原委員、そういうことで宜しいですが。

藤原委員)

はい。

三田教育長)

北川委員、どうぞ。

北川委員)

今のご意見について、PTA連合会の方も、7月頭に小学校・中学校、それぞれ会議が開かれますので、是非、そちらの方でもご説明いただいて、呼びかけもしていただけたらと思います。宜しく願いいたします。

三田教育長)

ありがとうございます。

他に説明に対してございますか。

藤原委員、どうぞ。

藤原委員)

42ページの施策(2)人権啓発活動の充実という見出しですが、細かな事業の内容としては、人権啓発活動はあると思っておりますが、施策として大きく捉えた場合、人権教育ではないかと思っております。その何故、このような表現にしたのか、ご意見、お考えをお聞かせください。

三田教育長)

いかがですか。庶務課長、どうぞ。

庶務課長)

こちら、こういった意味で人権啓発活動にしてあるのかを確認しながら、検討させていただき、修正をしたいと思います。

三田教育長)

実は、6ページ以降、書き込みが十分ではない箇所がありますので、今のようなことについて、これから提案したいと思っております。その中でまたご意見をいただきながら処理させていただきたいと思いますが、お願い出来ますか。

まず、全体の5ページまでの策定の経過です。1年前倒しで策定する理由を1ページに書いてあります。それから、この計画の位置付けとして、今までの教育ビジョンを受け継ぎながら、PDCAでやってきたということ。そして、2ページ図表1は、教育振興基本計画の体系を図示していますが、その前半部分が教育ビジョン2019で6年分、そして、その後は豊島区教育ビジョン2025ということで、10年分の基本計画としての性格をもちます。教育大綱にこのビジョンをあてるということは、総合教育会議の中で決定していただいた後ですが、このような想定になるという足がかりとしてそこに記してあります。

それから、区の基本計画や他計画との教育ビジョンの関連、位置付けを図示しており、進行管理については、その関連事項を一覧にしたものと結びつけて、記載しております。4ページにある計画の構成については、5章立てで進め、4章、5章については進行管理を行いながら、見直しを図っていくという構成です。

そして、5ページの連携する施策の図示については、未定の部分もたくさんありますが、バックグラウンドとして、人生100年時代を見据えているということです。ここは前回、大きく変わったところで、委員長を初め、委員会の中でも位置付けが正確になったということで、評価をいただいております。

それで、やはり行政もネットワークで対応していく時代だろうということで、そういった標記をしているということと、子供の学びと育ちの連続性ということ、縦の軸、横の軸で幼児から中学生までを描いています。その他関連する事項についても、バックグラウンドになるということを描きたいという思いでおりますが、大変恐縮ですが、今日は十分、図になりきっていないところがあります。

このように大きな構成の転換があったということについては、ご理解いただけますでしょうか。

ありがとうございます。

この後の、2章以降については、先生方も、かなりの時間を割いて作業をしていただき、修正やご意見を今日お持ちいただいておりますし、私どももこれから本格的に書き込みをしていかなければならないと思っております。

ただ、その一つ一つを今この場で見ていくのは時間的に不可能ですので、会議が終わり次第いただき、活かさせていただきたいと思っております。

ただ、根本的な考え方について、どうしても議論しなければならないこともあるのでは

と思います。教育委員の先生方には、もう一回、ご意見を最終的に頂戴する場があります
が、ここで言うておかなければ、という話がありましたら、お気づきの点、遠慮なく言っ
ていただければと思います。いかがでしょうか。

藤原委員、どうぞ。

藤原委員)

3ページの、教育ビジョンの進行管理のところに、平成20年3月の学習指導要領の改
定については記載がありますが、何故、平成29年3月の改定については記載がないので
しょうか。大きな改定ですし、前倒しの大きな理由です。記載が無いということはおかし
いと思いますので、修正をお願いしたいと思います。

その他、細かなことは、後でお渡ししますので、以上です。

三田教育長)

大事なところですよ。追記し、正しい記載にするということで、了解出来ますでしょうか。
他にいかがでしょうか。

樋口委員、どうぞ。

樋口委員)

今年の3月に見せていただいたものと大幅に違い、以前のものを参考にしながら、それ
をどのように連続性を持った計画にしていくかという視点に立っていただいたと思います。
ここまで大幅に修正するのは、本当に大変であったろうと思いますし、先程も皆様がお
っしゃっていた通り、そのご苦勞に心から感謝を申し上げます。

一つ、ずっと気になっていることがあります。基本方針にもありますが、豊島区は
「確かな学力」「豊かな人間性」「健やかな心と体」という表現にしています。

国は、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」という表現を使っています。豊島区
には、おそらくこういう記載をするにあたり、何か考えがあったのだとは思いますが、健
やかな心と記載しますと、その健やかな心は豊かな人間性の中に入っていないかのように
聞こえてしまうんですね。ビジョンの内容を、誰が聞いても分かるようにと考えるなら、
「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」という3本柱の方が分かりやすいのでは、と
私はずっと思っているのですが、では、その点を変更するとなりますと、色々なことに波
及します。ですので、もし、現行の記載を踏襲するならば、豊かな人間性の中に心が入っ
ていないわけではなく、体のバックボーンとしての心という表現をしていますという意味
合いをしっかりと持っていなければいけないのでは、と思っています。

大きなことの2点目は、「過去に学び、現在を生き抜き、希望に向かって歩むとしまの
子の育成」という目標についてです。新しいフレーズだと感じておりますが、私は今まで
の「夢に向かって未来を切り拓くとしまの子」というフレーズがとても良いと思っていま
したので、過去に学び、とはどういうことを指しているのかと言う部分を考えながら読ま
せていただいております。この目標は、とても大事な文言だと思いますので、変えてほ
しいという意味ではなく、このように新しくするならば、その根拠と申しましょうか、こ

ういった意味があるんですということを、教育委員会でしっかりと共有していくと宜しいのではないかと思います。

その他、細かな柱立て等、色々ありますので後程お渡ししますが、全体的に見て、教育界では使われていないような横文字が結構入ってきているところもあり、日本語で書けばよいのでは、と思う記載があります。例えば、3ページ目の1行目「課題のトータルマネジメントによって」という表現は、企業の言葉としては良いかもしれませんが、教育の中では余り使わないというものです。そういうところが何か所かありますので、気を付けられた方が宜しいのではないかと感じました。

それから、全体を通して、確かな学力の書き込みが少なくなってしまうっており、私は、そこが一番大事だと思っていますので、現在のビジョンをもう少し参考にした方が宜しいのでは、と思いました。

先程、藤原委員からのご意見にありました、人権教育のところは、私もまさに人権教育だと思っています。

以上です。

三田教育長)

ありがとうございました。

大変、大事なご指摘だと思いますが、目標の記載については、知・徳・体とひも付いているんですね。その点を明確にする表現をした方がいいのではないかとすることは、私もそのように思います。事務局の方でも、非常に多忙な中で、各課が提出した記載について、関連性や系統性といった因果関係について、十分議論せずそのまま出してしまったということが、実際、作業工程の中で出てしまったのかなと思います。

記載の内容について、特に新しい部分については、系統立てて、議論すべきところは議論し、国や東京都の方針もきちんと読み込んで、妥当性も含めて明らかにしていかなければならないというご指摘は、その通りだと思います。

それから、過去に学ぶという記載ですが、これは私の私見ですけれども、このところ、東アジア文化都市の関連した事業や、ふるさと学習プログラムの中で、地域の学習を、子供たちの日常的な教育活動の中で取り入れています。その、ふるさとを愛する心を育てていく上で、過去の文化遺産などにも目を当てながら実践を積んできているんですね。もちろん教育というのは基本的には未来志向の形を取っていると思いますが、やはり、そういう視点も大事かと思っています。このことについて、字句で言うと、地域性を生かした、という表現にする方が良いのか、違った表現が良いのかということはあると思いますが、そもそも、この目標は、一番大事な一丁目一番地の柱になるわけですから、ちゃんとした視座をもって作らなければなりません。そのことを踏まえ、根本的な議論を事務局できちんとした上で、最終的には全体で確認をするというプロセスを踏まなければならないということをご指摘いただいているのだと、私は受け止めています。きちんと再検討をして、どこから意見が出て、きちんと教育委員会のスタンス、検討委員会のスタンスが答えられるよ

うにしていきたいと思いますので、宜しくお願いします。

それから、横文字や書き込みの点については、私どものこれまでの作業工程の不十分さが反映されてしまっているものだと思います。ご意見いただいたものを検討させていただいて、加除修正して、全体像をしっかりと見えるようにしたいと思っております。

他に委員の皆様の方でこれだけは言っておきたいということはありませんか。

どうぞ、北川委員。

北川委員)

私は、今回お示しいただいた資料を見て、事務局の覚悟を感じました。併せて、これだけ膨大な量の内容を、実質5年と少しの期間の中で本当に実現出来るのだろうか、少し不安を感じてしまったところもありますが、私たちが担っているものというのは、それだけたくさんのものであるのだなと実感した次第です。

今回、体系図内の基本方針1「生きる力の土台となる就学前教育の充実」のところがとても膨大で、恐らくこの基本方針1については、知・徳・体全てを包含する部分であるとは思いますが、他の基本方針2・3・4とは比べ物にならないぐらい量がありますので、知・徳・体プラスアルファの一文字が出てこない、就学前教育の充実のところが何かぼけてしまうのではないかと思いました。

それから、様々なデータを示していただき、アンケートのグラフ等も非常に掲載されているのですが、例えば24ページに出ている、「豊島区教育ビジョン豊島区教育振興基本計画策定に係るアンケート調査」などは、いつ行ったものなのか、それが複数回答可なのかといったことが非常に重要だと思いますので、出典に関するところはきちんとお示しいただいた方が良いのではないかと思いました。

その他、色々な文言については、他の委員の方同様、また個別にお示しさせていただきたいと思っています。

ただ、一点、ここはきちんと直しておいてもらいたい箇所があり、施策の番号で、115番が重複していますので、76ページ以降の番号が全て繰り下げになると思います。このところは全て書き換えになると思いますので、先にお示ししておきます。

三田教育長)

ありがとうございました。

北川委員の、記載内容の分量についてのご意見ですが、私も、これは幼児教育指針なのかという感想を持ちました。幼児教育については、ステップ1という部分ですが、それから小学校があり、中学校があり、さらにその後の将来を見通した子供や若者のあり方ということも教育の成果として問われるわけです。そのため、事務局で、総合的にバランス良く配置しなければならないというご指摘かと思います。働き方改革は独立したプランを設け、幼児教育についても大きな答申をいただいております。そういった部分については、記載をそちらに委ねるのかといった部分は、まだ調整出来ておりませんので、是非これから行いたいと思っています。

データについてのご意見は、もう当然のことです。データが本文とどのように融合性を持っているのかが示せなければならないということですので、データの根拠、意味づけをもう一度しっかりと見直すことが必要だと思っております。

他にどうでしょうか。

白倉委員、いかがですか。

白倉委員)

私も、資料を読み、北川委員が仰ったように、膨大な分量ですので、絵に描いた餅にならなければいいなという感想を持ちました。

また、全体的に、もっとすっきりした文章にしても良いのではないかと思います。

三田教育長)

ありがとうございました。

東京都の教育ビジョンを見ても、淡泊と言うと失礼な表現かも知れませんが、要するに、分かりやすく記載しています。

人生100年世代ということはバックグラウンドにあります。私たちは100年先の教育計画を作っているわけではなく、10年の教育振興基本計画の期間を射程に入れながらも、5年、6年の期間での計画を作ってきたわけです。ですので、その期間で出来ることと、その期間でやらなければならないことが最優先であり、その上で、将来の展望をどのように描いているのかということ、未来志向で明確にしておく必要があるということが、先程来の委員の皆さんの議論の視点だと思います。

そういった観点からも、バックグラウンドの部分と、喫緊の課題というものを分けて記載するとか、調整していくことが、記載の分かりやすさにもつながるのではないかと思います。大きな課題だと思いますが、庶務課長、どのようにお考えですか。

庶務課長)

その通りだと思っております。まず、簡潔に分かりやすく書くこと、それから、どの部分に、豊島区教育委員会として重きを置いていくのかという、命を吹き込むような作業も必要になっていくかと思っております。2章以降は、まだほとんど手を付けておりませんので、構成がほぼ固まったことを受け、それに沿って、きちんと言葉を選び、検討・修正をして、1カ月で書き込みをしていきたいと思っております。

今いただいたご意見は、全てが本当にその通りだということばかりですので、この後も、先生方の意見をいただきまして、修正に尽力してまいりたいと思っております。

三田教育長)

例えば、施策の展開のところ、前回は教育委員会のやる学校教育と、他の課でやる生涯学習が同格に出ていました。しかし、教育委員会で執行出来ないことを計画に入れるということは、誤った発想だと私は思っているのです。

ですので、そういった部分は関連事項で最小限にとしましたが、教育委員会での教育に特化して書くことで、よりスリムになり、教育委員会の考え方がストレートかつ明確にな

ります。そういった他部局、他施策との関連が分かるようにという交通整理は行った方が
良いと思いますが、そのような土台の考え方についても、やはり整理をしていかなければ
ならないのかなと思います。

では、委員の皆様から、大きな視点での交通整理や、全体としてすべきことについては、
ご指摘いただいたと思いますが、まだまだ検討すべき対象が未完成であります。大変申し
わけありませんが、今いただいたご意見を、いずれも大事な視点とさせていただき、これ
から皆様からいただく、文言の修正等を私どもの方で反映させた上で、検討、整理し、ブ
ラッシュアップしていくということで宜しいでしょうか。

ありがとうございました。

(委員全員異議なし 協議事項第1号了承)

三田教育長)

では、この案件はこれで終了したいと思います。

(4) 報告事項第1号 池袋東貝塚試掘調査見学会の実施について

三田教育長)

それでは、次に報告事項に参りたいと思います。報告事項の第1号、池袋東貝塚試掘調
査見学会の実施について、庶務課よりお願いいたします。

庶務課長、どうぞ。

<庶務課長 資料説明>

三田教育長)

説明が終わりました。池袋に貝塚が出たということで、ビックニュースになっておりま
す。

写真を見ますと、竪穴式住居の土の深さが異常に浅いのですが、これは何か特別な意味
があるのですか。

庶務課長、どうぞ。

庶務課長)

こちらは、これまでの住宅の開発等によって上層が削られてしまっており、非常に道路
面から浅いところに出たということです。高さが削られたような、壊された跡になってお
り、奇跡的にこの床面の跡だけ残っているという状況でございました。

三田教育長)

文化財担当に伺ったのですが、非常に良い形状とのこと。ただ、今は発掘したばかり
で、ここから出土したものにどれだけ歴史的な価値や、特色とかがあるのかということ
は、これから調査をしていかなければなりません。

今日の段階では、この間の貝塚の発見と同時に、この竪穴式住居が出てきたというこ
と、見学会があつて好評だったことという説明でございます。

委員の皆様から何かご意見や感想などがありましたら、一言お願いしたいと思います
ですが、いかがでしょうか。

藤原委員、どうぞ。

藤原委員)

池袋本町の子供たちは貴重な経験をしたのではと思いました。こんなに身近なところで、縄文時代の遺跡に直に触れることが出来て、非常に良い社会科の勉強になったのかなと思いました。

三田教育長)

ありがとうございました。

このあたり一帯は、巣鴨と併せ、古い時代の文化財が眠っている場所として、前から指定されているような場所でした。これから、この地域では道路の整備等があり、発掘が行われるのではと思いますので、今後も関心を持っていきたいと思っております。

他に特にご意見がなければ、これで報告を終わりにしたいと思います。

ありがとうございました。

(委員全員異議なし 報告事項第1号了承)

(5) 報告事項第2号 令和2年度新入学に関するスケジュールについて

三田教育長)

それでは、続きまして、報告事項第2号、令和2年度新入学に関するスケジュールについて、学務課よりお願いします。

学務課長、どうぞ。

<学務課長 資料説明>

三田教育長)

説明が終わりました。何か質問、ご意見ございますか。

樋口委員、どうぞ。

樋口委員)

センタースクエアが確保出来て良かったと思います。

三田教育長)

センタースクエアが定着してきて、区民の皆さんが集まりやすく、親しみやすい場所になっておりますので、とても良い環境で開催できると思っております。

藤原委員、どうぞ。

藤原委員)

中学校は、日時が学校によって異なるということですが、是非、保護者の方が参加しやすい曜日、時間の設定をお願いしたいと思っております。宜しくお願いします。

三田教育長)

学務課長、どうぞ。

学務課長)

昨年度の教育委員会でも、委員からそういったご指摘も頂戴しておりまして、今学校と調整をしております。学校のスケジュールも決まっているところもございますが、なるべ

くスケジュールが合わないように、努力してまいりたいと思っています。

三田教育長)

中学校は学校主体でやるわけです。いつも申し上げますが、校長先生が、進学する子供たちに、自分の学校の教育活動や学校の良さをアピールする絶好の機会と捉え、学校の隆盛を図っていこう、という自らの掲げた経営のビジョンを達成する絶好のチャンスを提供しているのです。その時に、学校の都合だけを言うというのは、厳しい言い方ですが、どういった姿勢でこの入学説明会に取り組むかということだと思えます。そういうところは、きちんと昨年の教訓を踏まえて改善をしてもらいたいと思います。

今委員からございましたように、保護者が参加しやすいという配慮を出来る学校というのは、まずそこで学校の好感度というのは上がりますよね。そして、行ってみたら良い説明で、子供たちも生き生きしている。そうなれば、ここにうちの子供を託してみようと思いますよね。そういう機会と捉え、どこの学校も負けずに頑張ってみようとなるよう、宜しくご指導をお願いしたいと思います。

他にいかがでしょうか。宜しいですか。

では、これは夏の大きな取組になりますので、宜しくお願いします。

(委員全員異議なし 報告事項2号了承)

(6) 報告事項第3号 豊島区立幼稚園条例(昭和44年12月10日条例第37号)の一部を改正する条例の立案請求の一部修正について

三田教育長)

では、次に、報告事項の第3号、豊島区立幼稚園条例の一部を改正する条例の立案請求の一部修正について、学務課よりお願いします。

学務課長、どうぞ。

<学務課長 資料説明>

三田教育長)

前回、立案請求をさせていただいたところ、法規担当より、表現の修正についての要請があったということでの提案です。これについては、追認するということが宜しいですか。

それでは、この修正したものを成案として、立案請求するという手続をとりたいと思いますが、宜しいですか。

(委員全員異議なし 報告事項第3号了承)

三田教育長)

ありがとうございました。

そのように決定いたしたいと思えます。

なお、先程、学務課長からありましたように、国会のスケジュール上、第2回定例会で間に合うかどうかと心配していたのですが、ぎりぎり最終日で無償化の条例を決定することが出来そうですので、ここに幼稚園の条例も加えて、立案するということになります。ご承知おきいただければと思います。

では、この件終了したいと思います。

(7) 報告事項第4号 令和元年度就学相談委員会及び特別支援教室利用判定委員会について

三田教育長)

それでは、続きまして、報告事項の第4号、令和元年就学相談委員会及び特別支援教室利用判定委員会について、教育センターよりお願いいたします。

教育センター所長、どうぞ。

<教育センター所長 資料説明>

三田教育長)

報告が終わりました。ご質問、ご意見を頂戴したいと思います。いかがでしょうか。

樋口委員、どうぞ。

樋口委員)

ありがとうございます。

就学相談委員会と、特別支援教室の判定は、大変重要な課題であると思っておりますし、そこに細やかに対応していただけることを大変嬉しく思います。

教室が出来て、やり方が変わっていったことを踏まえ、この組織のメンバーも、本当にこれでいいのかどうかということを検討する時期が来ているのかなということを感じております。

それから、もう一点、教えていただきたいのは、医師や大学教授がメンバーに入っているとありますが、今年度は、どういう方が入っていらっしゃるでしょうか。

三田教育長)

センター所長、どうぞ。

教育センター所長)

今年度の医師ですけれども、帝京大学医学部小児科の先生、また子供メンタルクリニック新大塚の先生、板橋区役所前子供クリニックの先生、それから、都立小児総合センターの先生などが入っています。大学の先生方につきましては、帝京平成大学の先生といった方々が必ず参加してくださっており、ご意見を頂戴するという形をとっております。

三田教育長)

樋口委員、どうぞ。

樋口委員)

手厚くしていただき、ありがとうございます。専門家がしっかりとバックアップしてくださるのは大変嬉しいです。ただ、その専門家によって、言う方向性が全く違うという困ったこともあります。豊島区は大丈夫だと思いますが、その点も宜しく願い申し上げます。

三田教育長)

藤原委員、どうぞ。

藤原委員)

今センター所長から伺ったメンバーのお名前をお伺いして、本当に特別支援教室に深い理解のある先生方ばかりでしたので、本当に安心いたしました。これまでも委員会で関わってくださっている方々が中心になっていますので、素晴らしいと思います。

また、この委員会の充実は、教育センターにおける就学相談委員会や、特別支援教室の利用判定にも、非常に良い形で密接に連携が図られているということを感じております。ありがとうございました。

両方あわせ、年間でもう13回も行われるということで、忙しいと思いますが、是非、またしっかりと委員会を進めてほしいと思います。ありがとうございました。

三田教育長)

ありがとうございます。

何か言うことはありますか。センター所長、どうぞ。

教育センター所長)

ご意見をありがとうございます。

適切な就学に繋がられるということが一つ大事ではありますが、実際に繋がって終わりではありませんので、その後も校内体制をきちんと取ったり、特別支援教室の場合は、中学校は今年度からスタートしていますので、巡回教員と、担任や各教科担当の教員の連携ということがあって初めて、子供たちにとってプラスになるような関わりが出来るかと思えます。巡回教員が関わることで、教室の中で、子供たちが活躍出来るような時間が増えるように、教育センターの方でも、是非、学校をバックアップしていきたいと考えております。

今後とも、宜しく願いいたします。

三田教育長)

ありがとうございました。

では、令和元年の就学相談委員会についての案件は、これで終了いたします。

(委員全員異議なし 報告事項第4号了承)

(8) 報告事項第5号 校長の職務代理について

三田教育長)

引き続きまして、報告事項第5号、校長の職務代理について、指導課よりお願いいたします。

指導課長、どうぞ。

人事案件のため非公開

(午前11時53分 閉会)